



2022年5月11日

各 位

会社名 田岡化学工業株式会社  
代表者 取締役社長 佐々木 康彰  
(コード：4113 東証スタンダード)  
問合せ先 総務人事室部長 松本 直  
(TEL 06-7639-7400)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月開催予定の当社第122期定時株主総会の議案として、下記のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

- (1)第5条（公告の方法）に定める当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更いたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う旨定めます。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ①変更案第13条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ②株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ③上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2022年6月24日（金）
定款変更の効力発生日（予定）	2022年6月24日（金）

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u><u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>定款第13条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u>  <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u>  <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>